

県立学校タブレット端末等機器賃貸借に係る提案要求仕様書

1 件名

県立学校タブレット端末等機器賃貸借

2 背景・目的

県立中学校及び中等教育学校、特別支援学校の生徒に対し、タブレット端末を整備することにより、生徒の個別最適化学習や、教育ビッグデータの利活用、遠隔教育の実施等、授業や学校行事等に使用できるよう配備することを目的とする。

3 業務概要

県立中学校及び中等教育学校、特別支援学校の生徒に対し、タブレット端末を調達する。

4 賃貸借期限及び支払方法

賃貸借期間は調達契約日から60か月間。機器等の支払いについては県教育委員会が月額支払いで行う。諸費用については、毎月の均等払いとする。見積積算については、諸費用も含めて60か月利用する想定で月額賃借料を算出すること。

5 履行場所

県教育委員会が指定する場所に納入又は設置すること。

6 機器調達等

(1) 調達数

機器等の調達数は「明細書」を参照すること。

(2) 仕様

機器等の調達仕様詳細は「明細書」を参照すること。

7 導入にかかる概要及び基本的条件

- (1) 本調達の範囲は端末等の納入までとし、その後の設定作業（ソフトウェア等のインストール、各種設定、動作確認）は本調達範囲に含まない。
- (2) 納入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- (3) サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- (4) 端末の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積に加えること。
- (5) 納入するOSは、調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。
- (6) 入札額には、本仕様書に記載した全ての要求項目（機器等調達、搬入・搬出等一式）に係る費用も含むこと。
- (7) 端末管理ツールに登録するために必要な端末情報を提出すること。
- (8) 自宅等への持ち帰りについてのマニュアルを作成すること。
- (9) 各手順書については、県教育委員会に内容の承認を得ること。また、県教育委員会が手順書の加工等を行う可能性があるため編集可能な形式で納品すること。

8 注意事項

- (1) 機器の搬入・設置に係る要件については、県教育委員会及び各校と協議の上、進めること。
- (2) 搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、

県教育委員会及び各校と協議の上、対応すること。

- (3) 導入した機器には、県教育委員会が指定する名称、番号、導入日、リース期間等を記載したラベルを貼り付けること。また、リース企業名、連絡先を記載すること。
- (4) 機器等の導入の際に出た不要な配線及び梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。

9 保守

導入した機器等の保守については、別紙2を参照すること。

10 提出資料

No.	提出資料	提出先
1	機器一覧表（電子媒体）	県教育委員会
2	機器の取扱説明書・付属品	各学校に配布
3	納入機器等の保証書	県教育委員会
4	手順書	県教育委員会及び 各学校に電子データで提出

11 機密の保持

- (1) 受託者は、県教育委員会の許可無く、本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- (2) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。本契約終了後又は解除後においても、守秘義務を負うものとする。
- (3) 本事業で新たに作成された成果物の著作権は、県教育委員会に帰属するものとし、県教育委員会に提出するものとする。